

令和6年4月1日から BSEの検査対象が変わります!

令和6年4月1日以降は一般的な96か月齢以上の死亡牛検査は廃止され、全月齢の特定症状※1を示す牛、BSEが否定できない症状※2を呈する牛に限定して検査が実施されます。

化製処理場に死亡牛を搬入する場合は、従来どおり死亡牛整理票に必要事項を記入して運搬する人に渡して下さい。

養老町のストックポイントは3月26日（火曜日）に閉鎖されます。移行期間の3月26日から3月31日までに96か月齢以上の死亡牛があった場合は、従来どおり死亡牛届出書を当所まで提出して下さい。

※1：興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

※2：犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

【生産者の皆様へ】

生存時に特定症状または症状からBSEを否定できない牛が認められた場合、かかりつけの獣医師に相談して下さい。

※異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

東濃家畜保健衛生所

TEL:0573-26-1111(内線395) FAX:0573-25-7669

時間外連絡の場合は、警備室 0573-26-1114にご連絡ください。